

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成29年度決算における地方消費税交付金の用途状況については次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 54,142 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 778,753 千円

(単位:千円)

事業名		平成29年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	444,487	84,100	360,387	206,754	3,400	27,643	122,590	8,523
	老人福祉費	494,879	9,344	485,535	59,788	40,000	14,548	371,199	25,807
	児童福祉費	186,310	50,625	135,685	77,368	0	28,532	29,785	2,071
	小計	1,125,676	144,069	981,607	343,910	43,400	70,723	523,574	36,401
衛生費	保健衛生費	293,900	13,194	280,706	3,761	14,300	7,466	255,179	17,741
	小計	293,900	13,194	280,706	3,761	14,300	7,466	255,179	17,741
合計		1,419,576	157,263	1,262,313	347,671	57,700	78,189	778,753	54,142

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。